

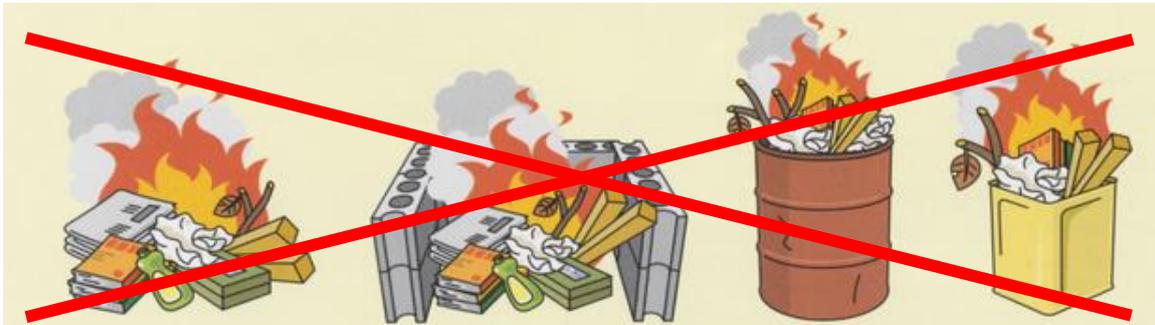
# ごみの野焼きはやめましょう

野焼きは法律で禁止されています。やってもやらせても罪になります。

【罰則】 廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）は、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）、又はこれを併科

## なぜ、ごみを燃やしてはいけないの??

ごみを家庭で燃やすこと（野焼き）は、たとえ少量であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除いて禁止されています。



## 一部例外とされている行為

1. 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行われるもの  
(例:あぜ草や下枝の焼却、田畑の害虫防止)※ビニール等の焼却は禁止
  2. 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行うもの(例:どんど焼き、しめ縄の焼却)
  3. 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの(例:火災予防訓練)
  4. 国等地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの(例:河川敷の草の焼却)
  5. たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの(例:落ち葉たき、キャンプファイヤー)
- 紙やビニールなど日々の生活により排出されるごみは、軽微なものとは認められません。

例外とされた行為であっても、むやみに燃やして良いということではありません。

燃やすものをよく乾燥させ、風向き・燃やす量・時間帯等（夜間等に焼却を行っている場合もみられます）にくれぐれも注意して、必要最小限で行ってください。また、近所の方に煙やにおいて迷惑をかける原因になることがあります。さらに、野焼きは燃焼温度が低いため、ダイオキシン類などの猛毒の有害物質が発生します。

廃棄物の適正な処理を行い、自然環境、生活環境が保全されるよう、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

# ごみの野焼きに関するよくある質問

Q. **〇〇で野焼きを行っていた。(過去の話)**

A. 野焼きの通報は行っていたという過去の話ですと、実際には野焼きはやっていなかったといった場合もあり、不確実な情報に基づいては指導ができないため、行っている最中に迷惑だと感じた場合は通報をお願いします。

Q. **何年も前からごみを燃やしているが何も言われたことがない。**

A. 何も言われないのは迷惑を被っている近所の方々がご近所付き合いも考えて通報されないケースが多くあります。ごみを燃やし続けた場合、一般廃棄物の不適正処理で罰則もあるため、今すぐにでも止めるようにしてください。

Q. **新聞チラシやダイレクトメール、ダンボールなど、紙製品だけしか燃やしていない。**

A. 紙類だから燃やしても良いというものではありません。紙製造の漂白過程で塩素成分が残るため、低温で燃やすとダイオキシン類などの有害物質が発生します。紙類はリサイクルができますので、地域の資源回収に出すなどの方法をおとりください。

Q. **今まで田畑で野焼きを行ってきた。なぜ苦情を言われなければいけないのか。**

A. 農業行為での野外焼却はあくまで例外行為であり、推奨はされておられません。周辺環境に十分留意してください。

Q. **田んぼや畑のあぜ草や、稲刈り後のわら等は燃やしてもいいのか。**

A. 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行なわれるものは、焼却禁止の対象外となっています。

しかし、対象外だからといって、むやみに燃やして良いということではありません。焼却する地域や気象条件、時間帯などによっては、大量に発生する煙やにおいが近所の方からの苦情につながります。煙は、気管支炎患者にとっては、喉に刺すような痛みを与えます。このような場合は、例外が認められた行為であっても、焼却の中止を求めるとともに、改善指導をすることがあります。

Q. **ドラム缶で剪定した枝木や刈り草を燃やしている。**

A. ドラム缶を焼却炉として使用し、枝木や刈り草を焼却することは禁止されています。事業所で出た廃棄物に関しては事業系一般廃棄物及び産業廃棄物として処理していただく必要があります。届出のあった焼却炉以外での焼却は基本的に認められていません。

Q. **金額の高い焼却炉を購入し、使用したい。**

A. 平成14年12月から、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については、たとえ高価なものでも使用が禁止されておりますので、使用できません。